

診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

H27.11.27認定

～外国医師等の人材育成を通じた粒子線医療の普及及び日本製治療装置の輸出促進～

在留資格「研修」に係る入管法施行規則の特例(在留期間の延長)を活用し、国外医療機関の医師等を受け入れ**1年超にわたる粒子線治療研修**を実施することにより、**粒子線医療を普及**するとともに**日本製治療装置の輸出を促進**

■実施主体

兵庫県立粒子線医療センター

■在留期間の特例

在留資格「研修」に係る在留期間の延長
最長 1年 → 2年

■協定締結先

台北医学大学、中国医薬大学

■研修開始時期

平成29年夏(予定)

